



2023年4月3日

各位

会社名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表執行役会長兼社長 土井 春彦
(コード番号: 2427 東証プライム)
問合せ先 執行役 梅原 正嗣
経営管理本部管掌
電話 03-3286-4888(代表)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

| | |
|----------------------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2023年5月2日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 75,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき1,297円 |
| (4) 発行総額 | 97,275,000円 |
| (5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社の取締役(※) 10名 10,900株 当社の執行役 4名 64,100株 |

※ 社外取締役を含みます。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年2月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的に当社の対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。その後、当社は、2023年3月28日開催の第26期定時株主総会において必要な定款変更について承認され、指名委員会等設置会社に移行したことに伴い、2023年3月28日開催の報酬委員会において、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（以下「対象役員」といいます。）を対象に、従前の制度を一部修正した譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により

割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること（以下「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象役員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計97,275,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式75,000株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役員14名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2023年5月2日から当社の取締役又は執行役のいずれの地位をも退任した直後の時点又は2024年4月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの間

(2) 本譲渡制限の解除条件

対象役員が当社の第26期定時株主総会の終結時点（取締役への就任がこれより後である場合には当該就任時点）から当社の第27期定時株主総会の終結時点の直前時点（ただし、対象役員が執行役の場合には、対象役員を執行役に選任した当社の取締役会の終結時点（執行役への就任がこれより後である場合には就任時点）から第27期定時株主総会の後最初に開催される当社の取締役会の終結時点の直前時点までの期間と読み替える。以下同じ。）までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役又は執行役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象役員が任期満了その他正当な事由（対象役員の死亡による退任を含み、療養、介護の必要がある場合その他のやむを得ない事由による場合を除き自己都合によるものはこれに含まれない。）により退任した場合の取扱い

①対象役員の退任が本役務提供期間中の場合

理由の如何を問わず、本割当株式の全部について、本譲渡制限を解除しない。

②対象役員の退任が本役務提供期間後の場合

本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で本譲渡制限を解除する。ただし、本役務提供期間後、2024年4月1日到来時点の直前時点までに対象役員が死亡した場合には、本割当株式の全部について、本譲渡制限を解除しない。

(4) 当社による無償取得

対象役員が、2024年4月1日の直前時点までに死亡により退任した場合又は譲渡制限期間中に任期満了その他正当な事由（対象役員の療養、介護の必要がある場合その他のやむを得ない事由による場合を除き自己都合によるものはこれに含まれない。）以外の事由により当社の取締役又は執行役のいずれの地位をも退任した場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）①の場合の退任時点において、本譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の

決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2024年4月1日の到来時点よりも前の時点である場合、当該時点において保有する本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る本譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第27期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年3月31日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,297円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考） 譲渡制限付株式の付与が困難な日本国非居住者である対象役員に対しては、これに代えて、譲渡制限付株式と同じ経済的価値である当社株価等に連動した金銭報酬（ファントムストック）を付与いたします。

以 上